

令和 8 年 2 月 16 日

備前市議会第 1 回定例会議案書

備 前 市

備前市議会第1回定期会付議事件

- 議案第1号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第10号)
- 議案第2号 令和8年度備前市一般会計予算
- 議案第3号 令和8年度備前市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第4号 令和8年度備前市土地取得事業特別会計予算
- 議案第5号 令和8年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算
- 議案第6号 令和8年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算
- 議案第7号 令和8年度備前市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議案第8号 令和8年度備前市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第9号 令和8年度備前市介護保険事業特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度備前市飲料水供給事業特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度備前市宅地造成分譲事業特別会計予算
- 議案第12号 令和8年度備前市駐車場事業特別会計予算
- 議案第13号 令和8年度備前市企業用地造成事業特別会計予算
- 議案第14号 令和8年度備前市水道事業会計予算
- 議案第15号 令和8年度備前市下水道事業会計予算
- 議案第16号 令和8年度備前市病院事業会計予算
- 議案第17号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第11号)
- 議案第18号 令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第19号 令和7年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第20号 令和7年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第21号 令和7年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第22号 令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 令和7年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第24号 令和7年度備前市宅地造成分譲事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第25号 令和7年度備前市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第26号 令和7年度備前市企業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第27号 備前市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議案第28号 備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第32号 備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 備前市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 備前市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 備前市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 備前市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 備前市備前焼伝統産業会館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 備前市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第44号 備前市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第45号 備前市過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 議案第46号 備前市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第47号 備前市新図書館建設工事の請負契約の変更について
- 議案第48号 財産の取得について
- 議案第49号 財産の取得について
- 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 報告第1号 専決処分(専決第3号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第9号))の承認を求ることについて
- 報告第2号 専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について
- 報告第3号 債権放棄の報告について

議案第1号

令和7年度備前市補正予算を定めることについて

下記の補正予算を定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

記

議案第1号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第10号)

議案第2～16号

令和8年度備前市予算を定めることについて

下記の予算を定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

記

- 議案第2号 令和8年度備前市一般会計予算
- 議案第3号 令和8年度備前市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第4号 令和8年度備前市土地取得事業特別会計予算
- 議案第5号 令和8年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算
- 議案第6号 令和8年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算
- 議案第7号 令和8年度備前市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議案第8号 令和8年度備前市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第9号 令和8年度備前市介護保険事業特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度備前市飲料水供給事業特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度備前市宅地造成分譲事業特別会計予算
- 議案第12号 令和8年度備前市駐車場事業特別会計予算
- 議案第13号 令和8年度備前市企業用地造成事業特別会計予算
- 議案第14号 令和8年度備前市水道事業会計予算
- 議案第15号 令和8年度備前市下水道事業会計予算
- 議案第16号 令和8年度備前市病院事業会計予算

議案第17～26号

令和7年度備前市補正予算を定めることについて

下記の補正予算を定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

記

議案第17号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第11号)

議案第18号 令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 令和7年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第2号)

議案第20号 令和7年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第21号 令和7年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第22号 令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

議案第23号 令和7年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 令和7年度備前市宅地造成分譲事業特別会計補正予算(第1号)

議案第25号 令和7年度備前市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

議案第26号 令和7年度備前市企業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)

議案第27号

備前市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

次の者を備前市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
備前市*****	野 崎 芳 夫	昭和*年*月*日生
備前市*****	石 橋 雅 之	昭和*年*月*日生
備前市*****	中 川 康 三	昭和*年*月*日生

令和8年2月16日提出

備前市長 長 崎 信 行

議案第27号参考資料

履歴書

現住所 所備前市＊＊＊＊＊＊＊
氏名 野嶋芳夫
生年月日 昭和＊年＊月＊日生(＊歳)

学歴

職歴

学歴
職歴

公職

歴

履歴書

現住所 備前市＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏名 石橋 雅之
生年月日 昭和＊年＊月＊日生(＊歳)

学歴

職歴

歴

職歴

公歴

履歴書

現住所 備前市＊＊＊＊＊＊＊
氏名 中川 康二
生年月日 昭和＊年＊月＊日生(＊歳)

学歴

職歴

公歴職

議案第28号

備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

備前市固定資産評価審査委員会条例(平成17年備前市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条中「備前市職員の旅費に関する条例」を「備前市職員等の旅費に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

備前市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(関係者に対する費用の弁償) 第15条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合において、当該関係者に対して、 <u>備前市職員等の旅費に関する条例</u> (令和7年備前市条例第49号)の規定によって旅費を支給する。	(関係者に対する費用の弁償) 第15条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合において、当該関係者に対して、 <u>備前市職員の旅費に関する条例</u> (令和7年備前市条例第49号)の規定によって旅費を支給する。

議案第29号

備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例

備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年備前市条
例第51号)の一部を次のように改正する。

「

別表中	教育支援委員会委員	年額	10,000	を
-----	-----------	----	--------	---

」

「

教育支援委員会委員	年額	10,000	に改める。
学校運営協議会委員	年額	6,000	

」

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

改 正 案		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
職名	報酬	職名	報酬
単位	金額(円)	単位	金額(円)
監査委員～市立学校教育環境整備検討委員会委員	(略)	監査委員～市立学校教育環境整備検討委員会委員	(略)
教育支援委員会委員	年額 <u>10,000</u>	教育支援委員会委員	年額 <u>10,000</u>
学校運営協議会委員	年額 <u>6,000</u>	図書館協議会委員～医師、薬剤師等である嘱託員	年額 (略)
図書館協議会委員～医師、薬剤師等である嘱託員	(略)		

議案第30号

備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

備前市職員特殊勤務手当支給条例(平成17年備前市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び火葬手当」を「、火葬手当及び火葬補助手当」に改める。

第6条の見出し中「及び火葬手当」を「、火葬手当及び火葬補助手当」に改め、同条第1項中「及び火葬手当」を「、火葬手当及び火葬補助手当」に改め、「執行をする作業」の次に「並びにこれらの補助作業」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 火葬補助手当(火葬手当が支給される場合を除く。) 1件 3,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

備前市職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表

	改 正 案	現 行
(特殊勤務手当の種類)		(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるところによる。		第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 死体運搬手当、火葬手当及び火葬補助手当	(3) 死体運搬手当及び火葬手当	(3) 死体運搬手当及び火葬手当
(4)～(14) (略)	(4)～(14) (略)	(4)～(14) (略)
(死体運搬手当、火葬手当及び火葬補助手当)	(死体運搬手当及び火葬手当)	(死体運搬手当及び火葬手当)
第6条 死体運搬手当、火葬手当及び火葬補助手当は、靈柩車により死体を運搬する作業及び火葬場において火葬の執行をする作業並びにこれらの補助作業に従事した職員に支給する。	第6条 死体運搬手当及び火葬手当は、靈柩車により死体を運搬する作業及び火葬場において火葬の執行をする作業をする職員に従事した職員に支給する。	第6条 死体運搬手当及び火葬手当は、靈柩車により死体を運搬する作業及び火葬場において火葬の執行をする作業並びに従事した職員に支給する。
2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。	2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。	2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 火葬補助手当(火葬手当が支給される場合を除く。) 1件 3,000		
四		

議案第31号

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年備前市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表1 行政職給料表(給与条例別表第1)の部一般職給料表(2)の款1級の項中「3号給」を「1号給」に、「19号給」を「5号給」に、「21号給」を「5号給」に、「36号給」を「20号給」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表1 行政職給料表(給与条例別表第1)の部一般職給料表(2)の款1級の項の改正規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則の

規定は、この条例の施行の日以後の勤務に対する給料について適用し、同日前の勤務に対する給料については、なお従前の例による。

改 正 案	現 行
附 則	附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。	(施行期日)
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。	(給与条例に一部改正に基づく給料表の適用の特例)
2 第4条において準用する給与条例第4条第1項の規定に基づく備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和6年備前市条例第36号)の規定による改正後の給与条例別表第1から別表第3までの規定は、備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行の日の属する月の翌月1日以後の勤務に対する給料について適用し、同日前の勤務に対する給料については、なお従前の例による。	別表(第4条関係)
別表(第4条関係)	職種別給料表(上限)
職種別給料表(上限)	職種別給料表(上限)
給料表の種類 の級	適用範囲
1 行政一般給職員 料表(1) 条例	号給の 上限
1 行政一般給職員 料表(1) 条例	号給の 上限
1 行政一般給職員 料表(1) 条例	号給の 上限

別表 第1)	手話通訳者、母子・父子自立支援員、啓発指導員、地域交流サロン運営事業相談員、介護認定訪問調査員、要介護認定調査員	23号給	手話通訳者、母子・父子自立支援員、啓発指導員、地域交流サロン運営事業相談員、介護認定訪問調査員、要介護認定調査員	
			家庭相談員、社会福祉士、図書館司書、学芸員、歴史資料調査員、社会教育指導員、埋蔵文化財専門研究員	25号給
	介護予防プランナー(介護支援専門員資格)	30号給	介護予防プランナー(介護支援専門員資格)	30号給
	介護予防プランナー(主任介護支援専門員資格)、心理職員(公認心理師、臨床心理士資格)	31号給	介護予防プランナー(主任介護支援専門員資格)、心理職員(公認心理師、臨床心理士資格)	31号給
	2級 安全安心担当官、備前市美術館館長	40号給	2級 安全安心担当官、備前市美術館館長	40号給
一般職 給料表 (2)	当直員	1号給	一般職 給料表 (2)	当直員
	用務員、調理員、文化財発掘作業員等 (一般)作業員、清掃員等	5号給	用務員、調理員、文化財発掘作業員等 (一般)作業員、清掃員等	3号給
	運転員(甲種運転員を除く。)、調理場運搬車運転手	20号給	運転員(甲種運転員を除く。)、調理場運搬車運転手	19号給
	2級 甲種運転員、運行管理者等	21号給	2級 甲種運転員、運行管理者等	21号給
	斎場現業員	34号給	斎場現業員	34号給

議案第32号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。

別表第2(18)の項を次のように改める。

<p>(18) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号。以下「条例」という。)の規定による広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を行った政治団体が政治活動のために貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p>	<p>貼り紙及び貼り札等 100枚までごとに 430円 立看板等 1基につき 440円 広告旗、広告板(ネオン及び電光によるものも含む。)及びタンク類 表示面積 1m²未満のもの 1基につき 430円 1m²以上3m²未満のもの 1基につき 850円 3m²以上5m²未満のもの 1基につき 1,240円 5m²以上8m²未満のもの 1基につき 1,570円 8m²以上10m²未満のもの 1基につき 1,880円 10m²以上のもの 1基につき1,880円に10m²を超える部分が1m²に達するまでごとに100円を加算した額 アドバルーンその他これに類するもの 1個につき 1,450円 アーチ 1基につき 2,910円 廣告網その他これに類するもの 1個につき 750円</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る許可から適用する。

議案第32号参考資料
備前市使用料及び手数料条例新旧対照表

改 正 案	現 行
別表第2(第3条、第7条関係)	別表第2(第3条、第7条関係)
手数料	手数料
(1) 手数料の種類	手数料の種類
(1) (略)	(1) (略)
(18) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年貼り紙及び貼り札等岡山県条例第29号。以下「条例」とい う。)の規定による広告物の表示若しく立看板等は掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を行 つた政治団体が政治活動のために貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。	(18) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年貼り紙及び貼り札等岡山県条例第29号。以下「条例」とい う。)の規定による広告物の表示若しく立看板等は掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を行 つた政治団体が政治活動のために貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。
(1) ～ (17) 手数料	(1) ～ (17) 手数料
(18) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年貼り紙及び貼り札等岡山県条例第29号。以下「条例」とい う。)の規定による広告物の表示若しく立看板等は掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を行 つた政治団体が政治活動のために貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。	(18) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年貼り紙及び貼り札等岡山県条例第29号。以下「条例」とい う。)の規定による広告物の表示若しく立看板等は掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を行 つた政治団体が政治活動のために貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。
料金額	料金額
430円	440円
430円	430円
850円	850円
3m ² 以上5m ² 未満のもの	3m ² 以上5m ² 未満のもの
810円	810円
420円	420円
1基につき 420円	1基につき 420円
100枚までごとに 430円	100枚までごとに 430円
430円	430円

	<u>1基につき</u> <u>1,240円</u>	<u>5m²以上8m²未満のもの</u>	<u>1基につき</u> <u>1,170円</u>
	<u>1基につき</u> <u>1,570円</u>	<u>1基につき</u> <u>1,480円</u>	<u>8m²以上10m²未満のもの</u>
	<u>1基につき</u> <u>1,880円</u>	<u>1基につき</u> <u>1,780円</u>	<u>10m²以上のもの</u>
	<u>1基につき1,880円に10m²を超える部分が1m²に達するまでごとに100円を加算した額</u>	<u>1基につき1,780円に10m²を超える部分が1m²に達するまでごとに100円を加算した額</u>	<u>アドバルーンその他これに類するもの</u>
	<u>アーチ</u>	<u>アーチ</u>	<u>アドバルーンその他これに類するもの</u>
	<u>1個につき</u> <u>1,450円</u>	<u>1個につき</u> <u>1,370円</u>	<u>広告網</u>
	<u>1基につき</u> <u>2,910円</u>	<u>1基につき</u> <u>2,750円</u>	<u>その他これに類するもの</u>
	<u>1個につき</u> <u>750円</u>	<u>1個につき</u> <u>710円</u>	
(19)～(36)	(略)	(19)～(36)	(略)

議案第33号

備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例の一部を改正する条例

備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例(令和7年備前市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(休館日)

第7条 プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日。ただし、この日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第12条第1項及び第14条第2項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第12条、第14条関係)

使用区分				基本使用料
個人使用 3階 軽運動室1、軽運動室2、 軽運動室3	2時間まで	一般		200円
		高校生以下		100円

使用区分			基本使用料	冷暖房使用料
専用使用 3階 軽運動室1、軽運動室2 3階 軽運動室3	1時間当たり	1,860円	930円	
	1時間当たり	3,100円	1,550円	

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 未就学児は無料とする。
- 3 営利等使用は、その金額に2を乗じた金額とする。
- 4 個人使用の場合で、2時間を超えて利用する場合の延長料金は、1時間当たり100円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(備前市子育て支援拠点施設設置条例の一部改正)
- 2 備前市子育て支援拠点施設設置条例(平成22年備前市条例第14号)の一部を次のように改正する。
第3条に次の1項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、子育て支援センターの休館日は、備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例(令和7年備前市条例第15号)第7条の規定を準用する。

議案第33号参考資料
備前市学びと遊びの健康プラザ設置条例新旧対照表

	改 正 案	現 行
(休館日)		
<u>第7条 プラザの休館日は、次のとおりとする。</u>		
(1) <u>月曜日</u>	(休館日)	
(2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>	第7条 <u>プラザの休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで及びその年度においてあらかじめ市長が定める日とする。</u>	
(3) <u>国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日。ただし、この日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。</u>		
<u>2 前項の規定にかかるわらず、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u>	(使用料)	
	第12条 使用者は、別表第1又は別表第2に定める使用料を納付しなければならない。	
	2・3 (略)	2 前項の場合において、利用料金は、第12条第1項の規定にかかるわらず別表第1又は別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするととも、また同様とする。
	(利用料金)	
	第14条 (略)	
	2 前項の場合において、利用料金は、第12条第1項の規定にかかるわらず別表第1又は別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするととも、また同様とする。	
	3～5 (略)	

別表第1(第12条、第14条関係) (略)

別表第2(第12条、第14条関係)

別表(第12条、第14条関係) (略)

		使用区分		基本使用料
個人使用	3階 軽運動室1、軽2時間まで		一般	200円
	運動室2、軽運動室3		高校生以下	100円
		使用区分		基本使用料
専用使用	3階 軽運動室1、軽1時間当たり		基本使用料	冷暖房使用料
	運動室2		1,860円	930円
	3階 軽運動室3	1時間当たり	3,100円	1,550円

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 未就学児は無料とする。
- 3 営利等使用は、その金額に2を乗じた金額とする。
- 4 個人使用の場合で、2時間を超えて利用する場合の延長料金は、1時間当たり100円とする。

議案第34号

備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年備前市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条、第11条第1項及び第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条第2項中「乳児等通園支援事業者は、」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新規事業の設備投資を促進するため、新規事業の設備投資を対象とした融資制度を実施する。

改 正 案	現 行
(職員の要件)	(職員の要件)
第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならぬ。	第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。
(職員の知識及び技能の向上等)	(職員の知識及び技能の向上等)
第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研さんによる事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研さんによる事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 (略)	2 (略)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(運営規程)	(運営規程)
第17条 <u>乳児等通園支援事業者</u> は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第17条 <u>乳児等通園支援事業者</u> は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) <u>乳幼児の区分ごとの利用定員</u>	利用定員

<p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(電磁的記録)</p>	<p>第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
---	---	--

議案第35号

備前市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

備前市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

備前市子ども・子育て会議条例(平成25年備前市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 法第31条の規定による特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第43条の規定による特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第54条の2の規定による乳児等通園支援の利用定員の設定に関すること。
- (4) 法令の規定により作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものに関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

改 正 案	現 行
(設置)	(設置)
第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、備前市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。	第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。) 第72条第1項の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、備前市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 法第31条の規定による特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。 (2) 法第43条の規定による特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 (3) 法第54条の2の規定による乳児等通園支援の利用定員の設定に関すること。 (4) 法令の規定により作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものに関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。	第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。 (4) 次世代育成支援対策に関する事業及びその推進に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

議案第36号

備前市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

備前市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

備前市障害者医療費給付条例(平成17年備前市条例第138号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和8年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号に掲げる老齢福祉年金の支給停止に関する規定については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第355号)附則第7条中「令和8年8月以後」とあるのは「令和8年7月以後」と、「同年7月以前」とあるのは「同年6月以前」と読み替えたものとして適用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第36号参考資料
備前市障害者医療費給付条例新旧対照表

	改 正 案	現 行
附 則	附 則	附 則
6 令和8年7月1日から同月31日までの間ににおける第3条第2項第2号に掲げる老齢福祉年金の支給停止に関する規定については、国民年金施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第355号)附則第7条中「令和8年8月以後」とあるのは「令和8年7月以後」と、「同年7月以前」とあるのは「同年6月以前」と読み替えたものとして適用する。		

備前市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

備前市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市介護保険条例の一部を改正する条例

備前市介護保険条例(平成17年備前市条例第150号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得」を「に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この項及び附則第12項から第14項までにおいて同じ。)」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

12 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この項、次項及び附則第14項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中「以下「合計所得金額」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含

まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとする。以下「合計所得金額」とする。

13 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中「以下「合計所得金額」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとする。以下「合計所得金額」とする。

14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中「以下「合計所得金額」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとする。以下「合計所得金額」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

	改 正 案	現 行
附 則	附 則	附 則
(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)	(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)	(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)
9 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この項及び附則第12項から第14項までにおいて同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によつて計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。	9 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この項及び附則第12項から第14項までにおいて同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によつて計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。	9 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この項及び附則第12項から第14項までにおいて同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によつて計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によつて計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)	(令和8年度の保険料率の算定方法の特例)	(令和8年度の保険料率の算定方法の特例)
12 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限	12 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限	12 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限

- る。以下この項、次項及び附則第14項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中「以下「合計所得金額」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によつて計算した金額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとする。以下「合計所得金額」とする。」
- 13 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中「以下「合計所得金額」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に、同条第2項の規定によつて計算した金額に10万円を加えた額によるものとする。以下「合計所得金額」とする。」
- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれ

ている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中「以下「合計所得金額」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとする。以下「合計所得金額」とする。

議案第38号

備前市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市火入れに関する条例の一部を改正する条例

備前市火入れに関する条例(平成17年備前市条例第159号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「又は火災警報」を「、火災警報、林野火災注意報又は林野火災警報」に改め、同条第2項中「若しくは火災警報」を「、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

改 正 案	現 行
(火入れの中止)	(火入れの中止)
第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報、火災警報、林野火災注意報又は林野火災警報が発令された場合は、火入れを行ってはならない。	第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合は、火入れを行ってはならない。
2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められたとき又は強風注意報、乾燥注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。	2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められたとき又は強風注意報、乾燥注意報、火災警報若しくは火災警報若しくは林野火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

議案第39号

備前市備前焼伝統産業会館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
の制定について

備前市備前焼伝統産業会館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市備前焼伝統産業会館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

備前市備前焼伝統産業会館設置条例の一部を改正する条例(令和6年備前市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則中「21月」を「33月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改 正 案		現 行
附 則	(経過措置)	附 則 (経過措置)
この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、題名並びに第1条及び第2条第1号の改正規定は、公布の日から起算して <u>33月</u> を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。	この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、題名並びに第1条及び第2条第1号の改正規定は、公布の日から起算して <u>21月</u> を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。	

議案第40号

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年備前市条例第210号)の一
部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利
用し、かつ、その運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担すること
を常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以
外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤
距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使
用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ、通勤することが著しく困難である
職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の
通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

第13条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 第4条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第22条中「、第7条」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

		改 正 案	現 行
(扶養手当)		(扶養手当)	
第6条 (略)		第6条 (略)	
2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。		2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	
(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)		(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	
(2) (略)		(2) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
(4) (略)		(4) (略)	
(5) (略)		(5) (略)	
(通勤手当)		(通勤手当)	
第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。		第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。	
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)		(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路を使用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員	

<p>(2) <u>通勤のため自動車その他の交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ、通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</u></p>	<p>(3) <u>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤做的事情が著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 第4条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支</p>
<p>(2) <u>通勤のため、自転車その他の用具を使用することを常例とする職員</u></p>	<p>(3) <u>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤做的事情が著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 管理職特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等において勤務する場合に支給する。</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支</p>

当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条 第5条、第6条 及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条 第5条、第6条 及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

議案第41号

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成27年備前市条例第23号)の一部
を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利
用し、かつ、その運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担すること
を常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以
外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤
距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使
用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ、通勤することが著しく困難である
職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の
通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

第13条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 第4条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第22条中「、第6条」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

		改 正 案	現 行
(扶養手当)		(扶養手当)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。		2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	
(1) 配偶者(届出をしないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)		(1) 配偶者(届出をしないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	
(2) (略)		(2) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
(4) (略)		(4) (略)	
(5) (略)		(5) (略)	
(通勤手当)		(通勤手当)	
第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。		第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。	
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)		(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路を使用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員	

(2) <u>通勤のため自動車その他の交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ、通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</u>	(3) <u>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</u>
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)

(2) <u>通勤のため、自転車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員</u>	(略)	第13条 (略)
(3) <u>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</u>	(管理職員特別勤務手当)	2 管理職特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等において勤務する場合に支給する。
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)	3 前項に規定する場合のほか、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支
(2) <u>通勤のため自動車その他の交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ、通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</u>	(3) <u>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</u>	(管理職員特別勤務手当)

当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条 第4条の2、第5条 _____ 及び第16条の規定は、地方公務員法第2
2条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適
用しない。

給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条 第4条の2、第5条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員法第2
2条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適
用しない。

議案第42号

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例(平成17年備前市条例第224号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,050人」を「900人」に改める。

第11条中「集団的行動を行っては」を「行動をとっては」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

	改 正 案	現 行
(団員の定数)		(団員の定数)
第2条 団員の定数は、 <u>900人</u> とする。		第2条 団員の定数は、 <u>1,050人</u> とする。
第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の行動をとつてはならない。		第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

議案第43号

備前市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例の制定について

備前市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 号

備前市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例

備前市高齢者住宅整備資金貸付条例(平成17年備前市条例第136号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第44号

備前市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

備前市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長嶋信行

備前市条例第 号

備前市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準(第3条)

　第2節 運営に関する基準(第4条—第32条)

第3章 雜則(第33条)

附則

　第1章 総則

　(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適

切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するため適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業

者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
 - 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
- (乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類及びその額並びに支払を求める理由
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適

切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者

のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、第4項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第45号

備前市過疎地域持続的発展計画の一部変更について

備前市過疎地域持続的発展計画の一部を別記のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保 8) 事業計画（令和3年度～令和7年度）		現 行 変更案	
		第5章 交通施設の整備、交通手段の確保 8) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	
		事業名	
		事業内容	事業内容
		事業主体	事業主体
		備考	備考
(1) 市町村道 道路	伊里242号線拡幅事業 (L=100m W=4.0m)	伊里242号線拡幅事業 (L=100m W=4.0m)	伊里242号線拡幅事業 (L=100m W=4.0m)
	片上26号線拡幅事業 (L=350m W=4.0～5.0m)	片上26号線拡幅事業 (L=350m W=4.0～5.0m)	片上26号線拡幅事業 (L=350m W=4.0～5.0m)
	山田原番山線拡幅事業 (L=130m W=4.7～5.6m)	山田原番山線拡幅事業 (L=130m W=4.7～5.6m)	山田原番山線拡幅事業 (L=130m W=4.7～5.6m)
	市道浦伊部線整備事業 (L=900m W=11.0m)	市道浦伊部線整備事業 (L=900m W=11.0m)	市道浦伊部線整備事業 (L=900m W=11.0m)
	頭島線新設道路整備事業 (L=273.5m W=5.0～6.0m)	頭島線新設道路整備事業 (L=273.5m W=5.0～6.0m)	頭島線新設道路整備事業 (L=273.5m W=5.0～6.0m)
	東鶴11136号線道路整備事業 (L=150m W=5.0m)	東鶴11136号線道路整備事業 (L=150m W=5.0m)	東鶴11136号線道路整備事業 (L=150m W=5.0m)
	片上135号線（片鉄ロマン街道）道路改良事業 (L=390m W=4.5m)	片上135号線（片鉄ロマン街道）道路改良事業 (L=390m W=4.5m)	片上135号線（片鉄ロマン街道）道路改良事業 (L=390m W=4.5m)
	香登81号線拡幅事業 (L=100m W=4.0m)	香登81号線拡幅事業 (L=100m W=4.0m)	香登81号線拡幅事業 (L=100m W=4.0m)
	伊部88号線拡幅事業 (L=175m W=5.0m)	伊部88号線拡幅事業 (L=175m W=5.0m)	伊部88号線拡幅事業 (L=175m W=5.0m)
	林道 (L=7.7m W=4.0m)	林道伊生線整備事業 (L=7.7m W=4.0m)	市営バス購入事業
(6) 自動車等 自動車	市営バス購入事業	市営バス購入事業	市営バス購入事業
	デマンド車両購入事業	デマンド車両購入事業	デマンド車両購入事業
第6章 生活環境の整備			
1) 水道施設			
(その対策)			
①安全で安心な水の供給			
○水源地施設、配水池施設、ポンプ施設など市内各地に多くの水道施設があり、その多くが老朽化している。			
3) ごみ処理施設			
(その対策)			
⑤一般廃棄物最終処分場の整備			
○継続したごみの適正処理を行うため、資機材の更新や地元同意のもと新たな施設の整備を行う。			

13) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 水道施設 その他	簡易給水施設整備事業	市	
(3) 廃棄物処理施設	塵芥収集車購入事業 ごみ処理施設	市	
(5) 消防施設	油圧ショベル購入事業 ごみ処理施設整備事業 消防車両更新事業 小型動力ポンプ更新事業 常備消防負担金事業 常備消防組合の通信指令台の改修・警報車体の機装(救急車)及びCAYW(出動車両運用端末装置)の更新を行う。	市	東備消防組合 (救急車)を行う。

13) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

事業名	事業内容	事業名	事業内容	事業主体	備考
(3) 廃棄物処理施設	ごみ処理施設	(3) 廃棄物処理施設	ごみ処理施設	塵芥収集車購入事業 ごみ処理施設整備事業	市
(5) 消防施設		(5) 消防施設		消防車両更新事業 小型動力ポンプ更新事業	市
				常備消防負担金事業 東備消防組合の通信指令台の改修及び寄贈車体の機装(救急車)を行う。	東備消防組合 (救急車)

第11章 地域文化の振興等

2) 芸術・文化

(その対策)

①芸術・文化に触れる機会の提供

○老朽化が進む備前焼伝統産業会館を改修し、新しく整備した美術館の別館として
一体的な運用を図りつつ、その他の文化施設とも連携しながら、本市が誇る伝統
文化である備前焼の新たな芸術性を発信する。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

2) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画においては、施設類型ごとの管理に関する基本的な
方針を規定しており、「再生可能エネルギーの利用の推進」に関連する方針は規定さ
れていないが、令和4年度に「備前市再生可能エネルギー利用最大化マップ」
を策定している。

第11章 地域文化の振興等

2) 芸術・文化

(その対策)

①芸術・文化に触れる機会の提供
○備前焼ミュージアムなど文化施設の企画展と連携し、本市が誇る伝統文化である
備前焼の新たな芸術性を発信する。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

2) 公共施設等総合管理計画における基本的な
方針を規定しているが、「再生可能エネルギーの利用の推進」に関連する方針は規定され
ていない。

議案第46号

備前市過疎地域持続的発展計画の変更について

備前市過疎地域持続的発展計画を別記のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

議案第47号

備前市新図書館建設工事の請負契約の変更について

令和7年備前市議会第3回定例会において可決された備前市新図書館建設工事の請負契約を次のとおり変更する。

記

変更事項	変更前	変更後
契約金額	3,020,501,000円	2,962,014,000円
工 期	令和8年6月30日	令和8年9月30日

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

議案第47号参考資料

備前市新図書館建設工事の請負契約に関する変更概要

番号	変更内容	変更数量
1	1階ホール内、壁・天井仕上げ材の変更	1式
2	1階ホール内、可動式舞台を固定式に変更	1式
3	植栽、ベンチ等を取り止め、駐車場を拡張	1式



議案第110号

備前市新図書館建設工事の請負契約締結について

のことについて、下記により請負契約を締結する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 備前市新図書館建設工事 |
| 2 工 事 場 所 | 備前市西片上地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 2,926,475,200円 |
| 5 工 期 | 着手 本議案議決の日の翌日
完成 令和8年3月31日 |
| 6 契約の相手方 | 岡山県真庭市上市瀬166番地
梶岡建設株・藤田建設株特定建設工事共同企業体
代表者 梶岡建設株式会社
代表取締役 梶岡 秀成
構成員 藤田建設株式会社
代表取締役 藤田 享広 |

令和6年9月4日提出

備前市長 吉 村 武 司



議案第73号

備前市新図書館建設工事の請負契約の変更について

令和6年備前市議会第4回定例会において可決された備前市新図書館建設工事の請負契約を次のとおり変更する。

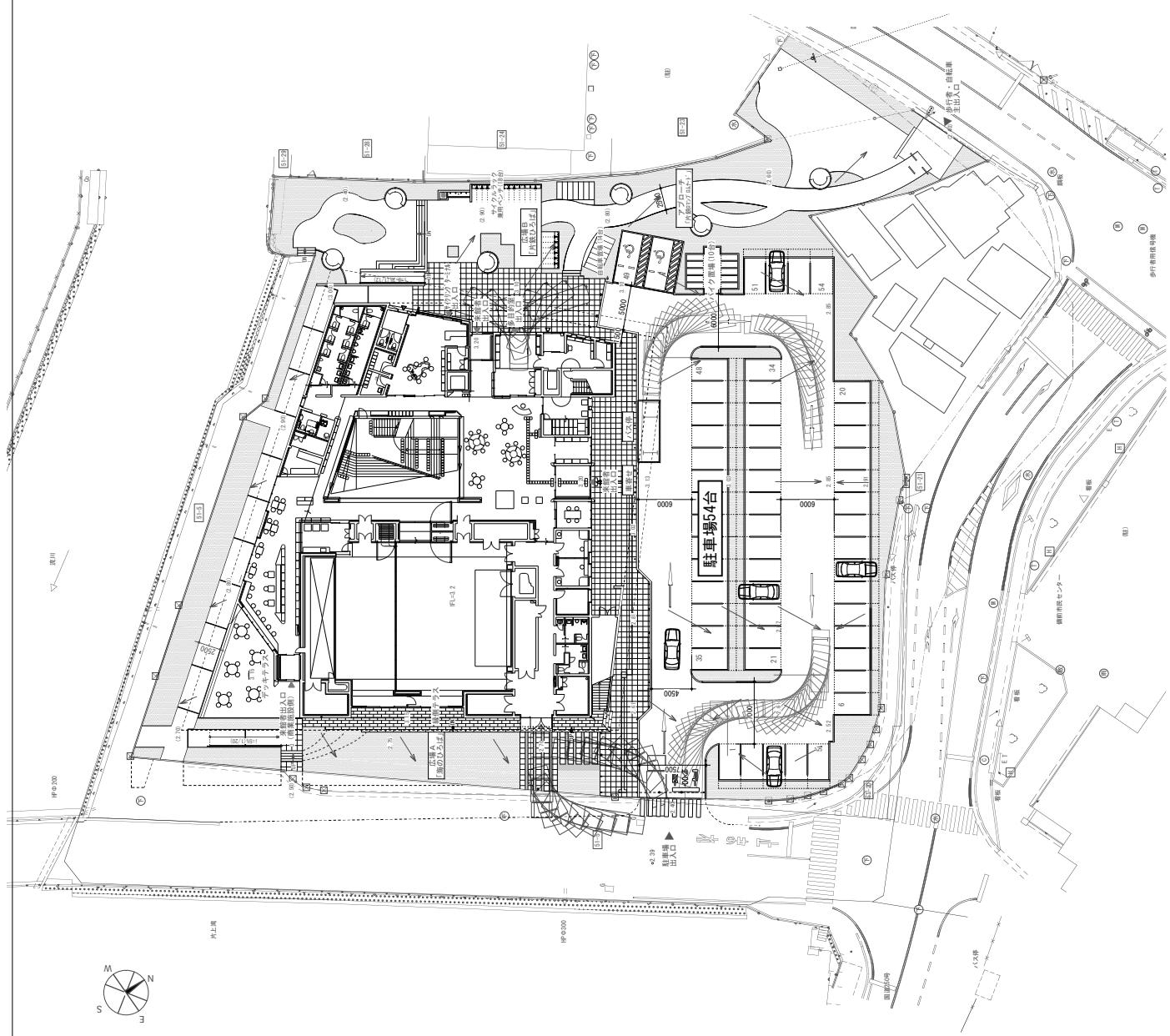
記

変更事項	変更前	変更後
契約金額	2,926,475,200円	3,020,501,000円
工 期	令和8年3月31日	令和8年6月30日

令和7年6月2日提出

備前市長 長崎信行

備前市新図書館建設工事
外構全体平面図 S=1/500



議案第48号

財産の取得について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定に基づき定める備前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年備前市条例第60号)第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示

食器食缶洗浄機(伊里共同調理場)

項目	メーカー・品番・仕様等	数量
浸漬装置	株式会社中西製作所 NAW2-3I-2ET	1
食器食缶洗浄機	株式会社中西製作所 EOKC-M23EA-LT	1
食器食缶洗浄機	株式会社中西製作所 EOKC-M23EA-RT	1
水切移動台	940*650*750 (mm)	2
水切移動台	900*600*600 (mm)	2
移動シェルフ	1, 200*460*1, 600 (mm)	1

2 契約の相手方

岡山市東区上道北方728番地

株式会社BSS

代表取締役 梶田 晟

3 契約の方法 指名競争入札

4 取得金額 67, 980, 000円

5 納入期限 令和8年8月31日

6 理由

令和6年秋に伊里共同調理場の食器食缶洗浄機が故障し、復旧まで約2月を要した。当該食器食缶洗浄機は、施設を整備した平成14年当時から使用しているもので、老朽化が著しい。児童生徒に安心安全な給食が提供できるよう、当該食器食缶洗浄機を更新する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

食器食缶洗浄機(伊里共同調理場)入札結果

指名委員会年月日 令和 7年12月24日
入札通知年月日 令和 8年 1月 9日
価格開札年月日 令和 8年 1月23日
落札者決定年月日 令和 8年 1月23日
予 定 価 格 62,000,000円
落 札 価 格 61,800,000円
契 約 金 額 67,980,000円

(順不同)

(単位 円)

指名業者	入札金額	備 考
タニコー株式会社 岡山営業所	64,000,000	
有限会社近畿調理機	辞退	
ホシザキ中国株式会社 岡山南営業所	65,000,000	
株式会社福井廚房	辞退	
株式会社BSS	61,800,000	落札
日本調理機株式会社 中国支店 岡山営業所	64,100,000	
株式会社中西製作所 岡山営業所	61,850,000	
綜合厨器株式会社	辞退	
有限会社オリエンタル物産	辞退	
有限会社オカモト厨房設備	辞退	

※ 上記予定価格、落札価格及び入札金額には、消費税及び地方消費税額を含まない。

議案第49号

財産の取得について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定に基づき定める備前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年備前市条例第60号)第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示

種別 物品

品名 教職員端末

2 契約の相手方

備前市伊部1722番地1

株式会社ラインズオカヤマ

代表取締役 松井 秀之

3 契約の方法 指名競争入札

4 取得金額 67,012,000円

5 納入期限 令和8年5月29日

6 理由

備前市立小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員が使用する端末について、令和8年度に予定するゼロトラスト・フルクラウド化に対応する必要があること及び現在利用中の端末が老朽化していることから更新するものである。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

教職員端末更新入札結果

指名委員会年月日 令和 7年12月24日
入札通知年月日 令和 8年 1月 9日
価格開札年月日 令和 8年 1月23日
落札者決定年月日 令和 8年 1月23日
予 定 価 格 76,000,000円
落 札 価 格 60,920,000円
契 約 金 額 67,012,000円

(順不同)

(単位 円)

指名業者	入札金額	備 考
株式会社両備システムズ	辞退	
株式会社日立システムズ 岡山支店	辞退	
株式会社アイアットOEC	62,800,000	
株式会社ラインズオカヤマ	60,920,000	落札
株式会社備前文具	辞退	

※ 上記予定価格、落札価格及び入札金額には、消費税及び地方消費税額を含まない。

取得物品 教職員端末

1 納品物件 A Windows 端末

メーカー・機種名	HP ProBook 4 G1iR 16	
台数	270 台	
OS	Windows 11 Pro 64 ビット(日本語版)	
CPU	Intel Core i5-120U	
メモリ	16GB	
ストレージ	SSD 256GB	
ディスプレイ	サイズ	16 型 非光沢パネル
イ	解像度	WUXGA(1,920×1,200dpi)
キーボード	JIS 標準配列準拠、テンキー付、防滴機能付	
保証	パソコン本体は 1 年間引取修理	
その他	電源は Type-C ポートによる給電方式 USB ホイール機能付マウス 耐久性は米軍調達基準(MIL-STD-810H)に準拠したテストを 15 項目以上クリア	

2 納品物件 B ChromeBook

メーカー・機種名	ASUS CX3402CVA	
台数	120 台	
OS	ChromeOS	
CPU	Intel Core i3-1215U プロセッサー	
メモリ	8GB	
ストレージ	UFS 128GB	
ディスプレイ	サイズ	14 型
イ	解像度	1,920×1,080dpi
グラフィックス機能	インテル® UHD グラフィックス (CPU 内蔵)	
タッチパネル	搭載	
キーボード	78 キー日本語キーボード (JIS 配列)	
保証	パソコン本体は 1 年間引取修理	
その他	電源は Type-C ポートによる給電方式	
ソフトウェア (MDM)	Google CEU を 120 式	

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
備前市*****	谷 口 富 祥	昭和*年*月*日生

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

履歷書

現住所 備前市＊＊＊＊＊
氏名 谷 口 富祥
生年月日 昭和＊年＊月＊日生(＊歳)

學歷

職歷

公職

歷歷

報告第1号

専決処分(専決第3号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第9号))の承認を求める
ことについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和8年1月19日

備前市長 長崎信行

専決第3号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第9号)

報告第2号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

記

専決第2号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専決第4号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和8年1月5日

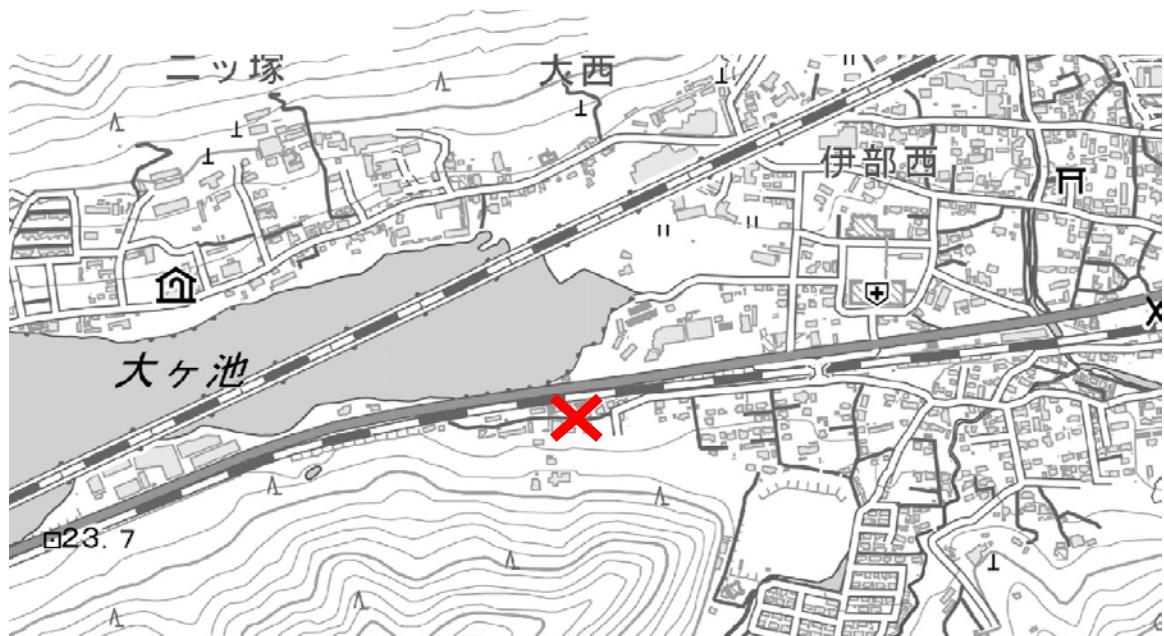
備前市長 長崎信行

専決番号	事件名	賠償金	保険等額 補填額	相手方	事件の概要
2	物損事故 損害賠償額の決定 及び和解	円 1,950,000	円 1,950,000	備前市＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊	令和7年10月23日16時頃、訪問診療のため公用車で伊部地内の市道を走行中、民家ブロック塀等に衝突し、破損させたもの。

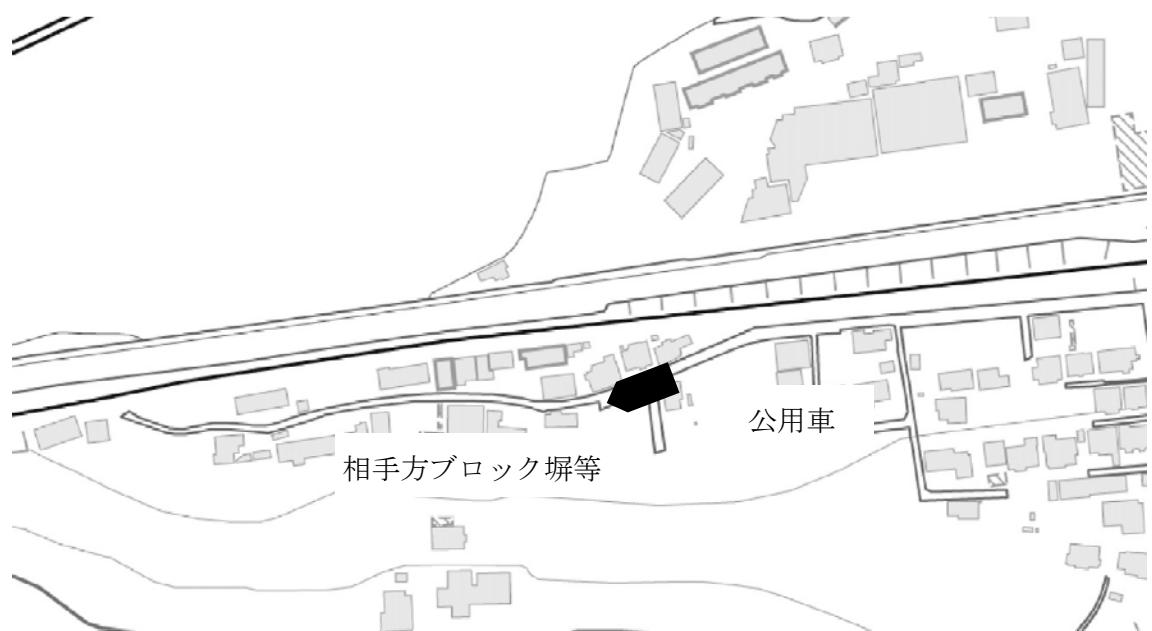
報告第2号参考資料

(専決第2号関係)

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和8年2月2日

備前市長 長崎信行

専決番号	事件名	賠償金	保険等額 補填額	相手方	事件の概要
4	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 71,000	円 71,000	備前市＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊	令和7年10月31日7時54分頃、市営バス車両がJR長船 駅ロータリー内にあるバス停留所に向け進行した際、 停車していた相手方車両と接触し、相手方車両を破損 させたもの。

報告第2号参考資料

(専決第4号関係)

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図

報告第3号

債権放棄の報告について

備前市債権管理条例(令和4年備前市条例第37号)第8条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月16日提出

備前市長 長崎信行

放棄した債権の名称	放棄した債権の金額及び件数			放棄の事由 備考
	件数	金額		
備前市住宅新築資金等貸付金	2	6,670,514 円	消滅時効に係る時効期間の経過 (備前市債権管理条例第8条第5号)	
災害援護資金貸付金	2	893,000 円	消滅時効に係る時効期間の経過 (備前市債権管理条例第8条第5号)	